

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県東広島市西条町寺家四九七番地一、最後の住所広島県東広島市西条町寺家八九七番地三西迫アパート一二二号
被相続人 亡 黒塚 豊光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月三十日まで請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十八日

広島県東広島市西条中央七丁目二三番三五号東広島商工会議所会館三階
相続財産清算人 弁護士 今田健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県古賀市今の庄二丁目五四五番地、最後の住所福岡県福岡市東区三苦四丁目三番一八二一三三三号 被相続人 亡 瀧下陽一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月三十日まで請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十八日

福岡市中央区舞鶴三丁目六番二一三〇五五号 相続財産清算人 司法書士 野中 哲郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県大野城市筒井五丁目五番、最後の住所福岡県福岡市博多区冷泉町一番七一一二〇一号 ヨーロピアン・タワー 被相続人 亡 平原 隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十八日

福岡県福岡市中央区天神四丁目二番二〇号 天神ビル三階 弁護士法人大野慶樹法律事務所 相続財産清算人 弁護士 河野 翔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県豊前市大字宇島二一番地一、最後の住所福岡県大野城市仲畑三丁目二番三六号 被相続人 亡 川野 剛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十八日

福岡県福岡市中央区天神一丁目一三番六号 西鉄天神ビル六階 相続財産清算人 弁護士 川廣 純也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市中央区黒髪五丁目三七番地、最後の住所熊本県熊本市中央区黒髪五丁目三番一〇号 被相続人 亡 関 時浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十八日

熊本県玉名市繫根木七五一九玉名法律事務所 相続財産清算人 弁護士 秋吉 克洋

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。
一 不在者 デラクルス・エレサ
従来の住所 青森県青森市大字石江字富田六九番地二

生年月日 一九六九年十一月二十一日

二 供託所 青森県地方務局

三 供託番号 令和八年度金第九七号

四 供託金額 一三三、七八八円

五 裁判所 青森家庭裁判所

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

七 事件番号 令和七年（家）第二九三三三

令和八年七月二十八日

青森県青森市長島二丁目二五番一号 太陽生命青森ビル七階

不在者財産管理人 弁護士 竹中 孝

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。
一 不在者 若林 崇
従来の住所 東京都江戸川区平井六丁目五一番二五〇四号平井シティハイツ

生年月日 昭和四十八年十二月三十日

二 供託所 東京法務局
三 供託番号 令和八年度金第一四四七二号
四 供託金額 五二、六八六、六四五円
五 裁判所 東京家庭裁判所
六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

七 事件番号 令和七年（家）第七〇四一五号

令和八年七月二十八日

東京都新宿区新宿六丁目二八番八号 ラ・ベルティ新宿一〇階 渡邊洋法律事務所 不在者財産管理人 弁護士 渡邊 洋

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。
一 不在者 イワサキミチコこと玄金玉
住所 静岡県静岡市駿河区稲川一丁目一番一五六一〇五号

生年月日 一九四一年十一月一日

二 供託所 静岡地方務局

三 供託番号 令和八年度金第一四七号

四 供託金額 一四八万五六一円

五 裁判所 静岡家庭裁判所

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

七 事件番号 令和五年（家）第三〇〇二八号

令和八年七月二十八日

静岡県葵区伝馬町二一番地の一

不在者財産管理人 小林 久晃

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。
一 不在者 峯山 博喜
従来の住所 大阪府東淀川区東淡路二丁目五番二一六四二二二

生年月日 昭和三十五年二月二十五日

二 供託所 大阪法務局

三 供託番号 令和八年度金第三四五二二

四 供託金額 一九五、〇〇〇円

五 裁判所 大阪家庭裁判所

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

七 事件番号 令和七年（家）第八一七二六号

令和八年七月二十八日

大阪府北区西天満一八一九二九〇八号

不在者財産管理人 野田 邦子

第5期決算公告

令和8年7月28日
仙台市青葉区中央二丁目9番1号
株式会社エドワードアンドカンパニー

代表取締役 吉澤 重政

貸借対照表の要旨

(令和8年3月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資産部	流動資産	170,889
	固定資産	62,502
	合計	233,391
負債純資産及び部	流動負債	28,714
	固定負債	38,025
	資本剰余金	166,652
	利益剰余金	40,000
	その他利益剰余金	276,652
	(うち当期純利益)	(35,507)
	自己株式	△150,000
	合計	233,391

第47期決算公告

令和8年7月28日
宮城県富谷市成田九丁目8番地2
トヨタエルアンドエフ宮城株式会社

代表取締役 後藤 礼三

貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資産部	流動資産	1,761
	固定資産	817
	合計	2,578
負債純資産及び部	流動負債	1,377
	固定負債	273
	資本剰余金	905
	利益剰余金	30
	その他利益剰余金	875
	(うち当期純利益)	7
	評価・換算差額等	868
	合計	2,578

第53期決算公告

令和8年7月28日
北海道恵庭市戸磯540番地4
ダイホク工業株式会社

代表取締役社長 駒宮 知之

貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産部	流動資産	584,773
	固定資産	294,934
	合計	879,707
負債純資産及び部	流動負債	125,746
	固定負債	(36,550)
	資本剰余金	2,558
	利益剰余金	751,403
	その他利益剰余金	70,000
	(うち当期純利益)	20,000
	自己株式	661,403
	合計	1,190
	評価・換算差額等	660,213
	合計	(20,826)
	合計	879,707